

## 『大いなる環境の変化』

2015 年は薬剤師にとって、大いなる環境の変化を受けた年だということ出来る。一つは薬剤師が管理すべき法律である薬事法が大幅に変わり『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』となったことである。改正『薬機法』は単に医薬品だけではなく、医療機器にまで及ぶ法律に改正されており、病院薬剤師の場合院内にある機器についてまで管理が及ぶことになり守備範囲が猛烈に広がった。

また薬剤師法 25 条 2 項の改正が行われた。『必要な薬学的知見に基づく指導』が、薬剤師に義務付けられ、evidence に基づいて指導をすることが求められる様になった。つまり現在薬局の窓口でやっているような、お仕着せの説明文書を、ただ手渡すと云う方式は、『必要な薬学的知見に基づく指導』に該当しないといえる。服用薬の添付文書の情報だけではなく、OTC 薬の情報、健康食品の情報等万遍なく収集した情報を元に添付文書情報と組み合わせることによって適正な指導が可能になり薬剤師としての役割が果たせると考えられる。

従来、当塾の情報提供の基本は、医療情報を中心に提供してきたが、今回の法律の改正に伴って医薬品を中心に情報提供することに方針の変更を図った。この変更は法律で云う『必要な薬学的知見』の内容をより深めることが重要であり、添付文書情報を検討すると共に、付加する薬の情報を探索するためにも、医薬品を中心とした情報を検討することが重要だと考えたからである。

更に最近の国家試験の結果を見ると、甚だしく合格率が悪い。その結果は端的に市場の薬剤師不足を招いている。しかし、ある意味で、この状況は冬眠中の薬剤師にとってチャンスである。新しい知識を学ぶことで、眠っている知識を覚醒させ、医療現場に再復帰する可能性を探ることも可能である。

今回は新たな方向性を示す第 1 回として①強心薬、②抗狭心症薬、③β-遮断剤、④Ca拮抗薬、⑤抗不整脈薬、⑥利尿薬、⑦末梢循環器、⑧脂質異常症の 8 項目を取り上げる。

2015 年 4 月 3 日  
CPC 認証研修機関平成塾  
塾長 古泉秀夫